

博士学位論文審査要旨

2023年1月13日

論文題目：ショーペンハウアーにおける共苦の形而上学的基礎の解明

学位申請者：藤永 綾乃

審査委員：

主査：文学研究科 教授 林 克樹

副査：関西学院大学法学部 教授 河村 克俊

副査：文学研究科 教授 中川 明才

要旨：

本論文は、ショーペンハウアー倫理学の中心問題である「共苦」の形而上学的基礎を解明しようとするものである。ショーペンハウアーが「愛の業」とも呼ぶ共苦に現れる他者肯定について、本質的に形而上学的な事柄である「自由」から考え抜こうとしたところに本論文の特徴がある。第1章では、ショーペンハウアーの形而上学的思考、すなわち、根拠律に従う知の止む場所に始まり、世界の内奥の本質へ向かう問いの哲学史的背景が考察され、カントの形而上学との間に見られる一致点と相違点が、両者における形而上学的欲求の位置づけに照らして明らかにされる。第2章では、ショーペンハウアーの「意志の形而上学」の基礎構造が考察され、カントの「物自体」を「意志」として継承することの意義について論究される。その際、物自体をめぐる思考への通路を開く特別な意味での現象、すなわち「身体」における意志の無媒介の開示に対するショーペンハウアーの洞察が闡明される。第3章では、物自体としての意志と共にカントから継承された「叡知的性格」の概念に、ショーペンハウアーが独自の意味を充填した経緯について考察される。それをとおして、自由をどこまでも原因性として捉えたカントを批判し、根拠律からの独立という意味での「無根拠」として自由を考えるショーペンハウアーに固有の思惟方法が解明される。第4章では、自由と不可分の関係にある「責任」の問題が、ショーペンハウアーの場合、他行為可能性に基づく帰責という文脈を離れ、「良心」において開示される行為者の主観的制約、すなわち、為された行為を自らの行為として感じる「責任の感情」において捉えられることについて論究される。その際、責任は「罪 (Schuld)」の意義を帯びること、さらに共苦の本質は「罪の贖い」にあることが示される。第5章では、共苦の倫理的価値について考察される。それをとおして、共苦において責任を担う者の唯一性と自由が一挙に成立すること、他者は自由と私の「個性を与えてくれる、「この私」の成立に不可欠の契機であることが見定められる。以上の考察に基づいて本論文は、ショーペンハウナーが「現象の中に現れ出てくる意志の自由の唯一の行為」と呼ぶ「意志の否定」と共苦の関係について、前者のもとで後者が初めて可能となり、前者は後者を内包することで初めて成就するという、先行研究には見られない独自の見解を示している。個々の論点については今後に課題を残すところがあるが、全体として研究の将来性を感じさせる内容である。よって、本論文は、博士（哲学）（同志社大学）の学位を授与するに値するものと認められる。

総合試験結果の要旨

2023年1月13日

論文題目：ショーペンハウアーにおける共苦の形而上学的基礎の解明

学位申請者：藤永 綾乃

審査委員：

主査：文学研究科 教授 林 克樹

副査：関西学院大学法学部 教授 河村 克俊

副査：文学研究科 教授 中川 明才

要旨：

2023年1月6日（金）15時～17時、徳照館1階会議室において、口頭試問が行われた。学位申請者は論文の内容、およびそれに関連する哲学、哲学史、倫理学に関する審査委員の質問に的確に答えることができ、博士（哲学）（同志社大学）の学位を授与するに値する専門的知識を有することが確認された。また、これに先立ち、同日13時～14時30分、同会議室において、語学試験（英語およびドイツ語）が行われ、学位申請者が十分な語学力を有することが確認された。よって、総合試験の結果は合格であると認める。

博士学位論文要旨

Abstract of Doctoral Dissertation

論文題目：ショーペンハウアーにおける共苦の形而上学的基礎の解明

Title of Doctoral Dissertation

氏名：藤永綾乃

Name

要旨：

Abstract

本論文の目的は、ショーペンハウアー(Arthur Schopenhauer, 1788-1860) の主著『意志と表象としての世界(Die Welt als Wille und Vorstellung)』(1818-19) をテキストとし、「共苦(Mitleid)」の形而上学的基礎を解明することであった。

ショーペンハウナーはカントの超越論哲学を範型とし、そこから物自体を意志と捉え直すなど、諸概念を引き継ぐ形で自らの「意志の形而上学(Willensmetaphysik)」を展開した。この意志の形而上学は主著第四巻で提示される共苦の不可欠の基礎である。共苦とは、ショーペンハウナーが唯一道徳的価値を持つと考える行動様式であり、一切のエゴイスティックな動機づけの不在によって定義される。しかし、そのような定義が置かれるのは主著より後、『倫理学の二つの根本問題(Die beiden Grundprobleme der Ethik)』(1841) に収録された論文「道徳の基礎について(Uber die Grundlage der Moral)」(1840)においてである。私たちは共苦の形而上学的基礎として、それ以前の主著の段階でのショーペンハウナーの叙述を中心的に参照しなければならない。なぜなら、「道徳論文」ではなるほど共苦とその基礎について中心的に論じられるが、そこで彼は意図的に一切の形而上学的基礎を省き、共苦が持つ倫理的価値の基礎づけについて単に経験的観点からのみ論述しているからである。それゆえ共苦の基礎について理解するためには「道徳論文」の論述だけでは不十分であり、そこに主著第二巻で展開される意志の形而上学から形而上学的基礎を補う必要があると、ショーペンハウナー自身も告白している。以上のことから、本論文の課題である共苦の形而上学的基礎の解明のためには、主著をメインテキストとして設定し、主著全体の連関の中で共苦がどのような思想過程を経て彼の倫理学の中心概念として提唱されるに至るかを明らかにする必要があった。

このような目的設定に至った問題状況として、先行研究ではいまだ主著第四巻の中で中心的に論じられる共苦と苦悩からの「解脱(Erlösung)」である「意志の否定(Verneinung des Willens)」の思想連関について、定説と言える明確な解釈が定まっていないことを指摘した。仏教的涅槃にも比せられる意志の否定へと共苦はどのように繋がってゆくのか。主著の構成順序に従い、共苦から意志の否定への移行を、前者から後者への上昇と取るか下降と取るか、あるいは前者と後者との対立と取るか、いくつかの解釈の方向性が先行研究により示されてきた。例えば、共苦を他者論として高く評価する M. ハウスケラーは、意志の否定を共苦からの逸脱、道徳の否定として消極的に解釈している。ショーペンハウナーの倫理学を重視しようとすると、後続の意志の否定の取り扱いはどうしても消極的となる。しかし、まさにそのようなハウスケラーの主張に対して、伊藤貴雄は意志の否定は道徳の否定であるかを問い合わせ、共苦および意志の否定に関する社会哲学的解釈に基づき「否」と答えている。伊藤の立場は、共苦から意志の否定への移行までをも含めてショーペンハウナー倫理学と捉え、その全体の積極的価値を認めようとするものである。またこれらとは別に、共苦と意志の否定とを対立する二つの理念として捉える立場もある。このように、共苦と意志の否定との関係については、いまだ先行研究において十分に定説化されておらず、解釈の余地を残したままである。

以上のような問題状況を踏まえ、本論文では共苦の形而上学的基礎の解明を課題として設定した。課題解決のために本論文で注目したのは、ショーペンハウアーがカント哲学を継承する中で独自に加えた変容、およびそれに起因する離反である。カントのテキストとしてはとりわけ、ショーペンハウアーが自身の形而上学および自由の概念との関連で重視している『純粹理性批判』(1781/87)の内容を検討に付した。ショーペンハウアーが共苦を中心概念として標榜する倫理学を提出するとき、それはカントに対するどのような批判の結果であるか。その点に注目し、主著全体の論述から共苦を提唱するに至るまでのショーペンハウアーの思考の道筋を取り出した。共苦の意味を主著全体との連関に注目しつつ基礎から洗い直すことにより、先行研究では注目されてこなかったショーペンハウアーの責任論が共苦の形而上学基礎の役割を担っていることが明らかとなった。責任とはショーペンハウアーにおいて、生への意志の現象である世界の罪を一身に担うことを意味する。共苦とはまさにこの私の身をもって責任を担い、罪を贖うことであり、責任論の実践的側面と理解することができる。それゆえ、この世界のあらゆる苦悩が自身の本質と無関係ではないという認識、つまり生への意志に根差した罪とそれを担う責任の認識がショーペンハウナーの意志の形而上学に基づいて説明されることにより、彼が共苦の倫理を提示するに至るまでの思考過程、つまり共苦の形而上学的基礎を解明することができた。

課題解決のための手順は以下の通りである。第一章では、論文全体の目的であるショーペンハウナー倫理学の形而上学的基礎の解明に着手するに先立ち、彼の形而上学の哲学史的背景に位置するカントの形而上学について、その構造と特徴を確認する。それを踏まえて、ショーペンハウナーが自らの形而上学を展開する際にカントから受けた影響について、とりわけカントから継承した概念、問題意識、そして継承しつつも変更を加えカントより刷新された点についてそれぞれ整理した。それによって、ショーペンハウナー倫理学の形而上学的基礎の解明のためには、単に主著第二巻の意志の形而上学の内容だけに限定されない広範なテキストを参照する必要があることがわかった。

第二章では、主著第一巻および第二巻の内容に則してショーペンハウナーの形而上学の基本構造を確認した。特に注目すべきは、彼がカントの物自体を意志と読み替えた際に加えている変容と、両者の理性観の相違であった。カントは理性による原因性を意志の規定根拠とすることを実践的自由と考えた。そのような理性の特権的地位をショーペンハウナーは剥奪し、理性を単に抽象概念を形成する能力としてのみ取り扱っていた。このような両思想における意志と理性の内容上の相違に注目することで、ショーペンハウナーがカントから継承した超越論的觀念論の枠組みに、カントとは異なる意味内容を充填していること、またそれがショーペンハウナー独自の思想を醸成する基盤となっていることを確認した。

第三章では、ショーペンハウナーの形而上学の基礎的諸概念が孕むカントとの相違に起因して、それら諸概念を用いて説明される「自由」の意味もまたカントから離反してゆくことに着目した。このことはとりわけ、彼がカントの『純粹理性批判』から継承した「叡知的性格(intelligibler Charakter)」の概念について、カント自身はそれを理性による原因性ないし叡知的原因性として提示しているのに対し、ショーペンハウナーはそこにカントとは異なる意味内容を充填していることから読み取られた。自然必然性と矛盾せずに想定可能なものとして自由を提示するカントの第三アンチノミー解決の論述と、それに対するショーペンハウナーの批判、および叡知的性格という概念の中にそれぞれが認めた内容を対照する形で論究を進め、両者の相違点を浮き彫りにすることで、ショーペンハウナーにおける「無根拠(Grundlosigkeit)」としての自由の特徴を掴んだ。

第四章では、無根拠として特徴づけられた自由がショーペンハウナーの倫理学の中心概念である共苦とどのように結びつかを明らかにするため、叡知的性格および自由に関する論述の延長線上にある人間の行為の「責任(Verantwortung)」について考察した。前章で確認したカントの性格論から帰結する責任の意味について、叡知的性格の概念を比較した際と同様、『純粹理性批判』

にテキストを限定してカントの責任理解を取り出し、ショーペンハウアーによる責任についての論述と対照した。それによってショーペンハウアーがカントとは異なり、責任の意味を帰責可能性の文脈で捉えていないことが判明した。彼は責任を「良心の不安(Gewissensangst)」により開示される自らの叡知的性格の「罪(Schuld)」という意味で捉えており、まさにその点でカントから離反して共苦の倫理学へと向かっているのであった。以上のことから第四章の論考から示された。

最後に第五章では、前章までの内容を踏まえて、自らの叡知的性格に根差す罪を引き受ける実践的態度として共苦の意味を解釈した。その際に重要な論点となるのが、ショーペンハウナーにおける「個性(Individualität)」の意味であった。ショーペンハウナーが人間各人を「独自のイデア(die eigene Idee)」と呼び、それを叡知的性格と同義とするとき、そこでは個体化の原理がもたらす個体性や、一般に対する特殊とは異なる、比較を絶した個性が考えられていた。この点に注目し、叡知的性格、自由、責任、罪、そして個性といった諸概念の連関を解明することで、自らの叡知的性格の罪を認めるところにのみ自由の可能性もまた開かれること、そして他者へ向けてその罪を贖わんとするところにのみ、つまり共苦する者にのみ、罪ある者としての自由と唯一性が成就することを確認できた。この点に共苦の価値を認めることで、最終的に共苦と意志の否定との関係を先行研究にはない新たな視点から展望することができた。すなわち、共苦と意志の否定の関係について、共苦が意志の否定のもとではじめて可能となる、という解釈が試みられた。それは、共苦を内包することによってはじめて意志の否定は成就するということである。